

平成30年度三木町農業委員会
9月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
9月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成30年9月20日
(会議時間) 13:30～14:30
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之(欠席)	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 亀井正則主査

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) 農業経営改善計画認定申請について

事務局

それでは、9月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等2件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、香西委員です。定例会議事録署名委員につきましては、井戸委員と藤澤委員をお願いいたします。それでは協会長よろしくをお願いします。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。議事に入る前に、3月31日で、新地委員が辞職され、新たに川田委員が任命されました。これから共にご協力しながら頑張っていただけだと思います。今月は議案案件が4件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と青年等就農計画認定申請と業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字小原 1筆 433㎡
地目：田1筆
譲渡理由：労力不足
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明になりますが、これは私の方から説明させていただきます。井上の三郎池の東側に位置する農地です。譲渡人が高齢により耕作できないということで譲受人に農地を渡したいという形です。

それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：下高岡字新開 2筆 162㎡
地目：田2筆
現況：雑種地2筆
目的：駐車場
併用地：雑種地等 7,073.22㎡
造成時期：昭和61年頃から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。また、併せて利用する土地といたしまして、地目雑種地等がございます。これらにつきましては、譲受人のほうで計画しております、まんで願いきいきパークの建設予定地でありまして、申請地につきましては、登記地目が農地であります。こちらにつきましても、計画地に含まれておりまして、こちらを職員用の駐車場として利用する計画となっております。以上になります。よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っておりますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

12番委員

それでは、現地調査の報告を行います。9月分の農地法関連の申請について去る、平成30年9月14日(金)の午前9時から5条申請1件につきまして、協会長、高尾職務代理人、藤澤委員(当番委員)、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。申請地は、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の点につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

2番委員

現地を見ましたが、既に造成されており雑種地ということで、排水面も問題なくできているようなので問題はないかと思えます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

ここに新しく隣接してできる公共施設ということですが、ちょっと具体的にどういう施設ができるか説明してください。

事務局

三木町における子育て支援の拠点となる施設を建設予定ということです。子育て世帯の親子が集まれる場所、相談のスペース、子どもが遊べる場所、子育て中の皆様がここで時間を長くしていただけるような場所ということで、建設予定をしておるということを伺っております。

18番委員

親子で遊びに来て、時間的に長い間折れるということですね。

事務局

はい、子育て家庭の皆様のお悩みなどを相談できるスペース、そういったものも職員を配置して受け入れができるような場所となるという計画を聞いております。

18番委員

町の担当課は。

事務局

まんでがん子ども課です。

12番委員

参考までにお聞きしますが、この併用地の面積はどれくらいですか。

事務局

事業計画では、建物が1, 860㎡、屋外スペース2, 815㎡、利用者駐車場2, 200㎡、今回の転用の場所も含め、職員駐車場360㎡を計画しております。

12番委員

道の南側は駐車場になるのですか。

事務局

はい、駐車場になる計画です。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が5件、再設定が2件、売買1件で合計8件になります。総設定面積は25,539㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は4件で、総設定面積15,195㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

議案第3号の番号2について、権利の受け手の年齢が80歳を超えておりますが、1,576㎡を借り受けてするのですか。農業経営はどのような内容ですか。

事務局

経営内容は、野菜等を作られておりました、周辺で自己所有農地があります。出し手は県外在住で、日ごろから管理をお願いしている状況で、今回更新ということで3年、3年ごとに更新しているもので、体力が続く限りやっていくと聞いております。

12番委員

家族で耕作しているのですか。

事務局

そうです、家族も奥さんもやっているとなっております。

12番委員

議案第4号について4件中3件が同じ借受人になっていますが、農地中間管理機構から情報を提供しているのですか。

事務局

農地中間管理機構からあっせん先を選定する方法としまして、まず第1に、新規就農者のかたにあっせんを行います。その次に近くで集積する形になるよう、近くで作られている人がいる場合にはその人に声掛けをしています。それが順に当たっていきまして、最終的に同じかたに行きついたということになっていきます。また、出し手が事前に、貸し付けるにあたっての希望を聞いておりました、例えば、農地の使い方、ハウス等を建てるのは嫌、現状のまま使用してほしいというような方もおります。また、賃料についてもいくらか希望する方がいますので、それらを総合的に勘案しまして、あっせん先を決めております。

12番委員

この地域にしても、認定農業者がこれを借りたいというようなひとはいないのかな。いきなりこの方に提供するのですか。

事務局

いきなりではないです。まず、新規の人であったり、近くで集積している人への声掛けが先に行われております。そこで、断られた場合、最終的にこの方にあっせんをしているような状況であります。

12番委員

そういう方法を取っているのですね。というのが、この方なかなか、いろいろ問題があることもあるんです。それで、お聞きしました。

18番委員

議案第4号の番号3について、面積が1町以上ありますが、地元で機械に泥を付けたまま、道路を走るといったことがあったので、どこらあたりになりますか。

事務局

平木尾池の南側の固まった団地の農地となります。白山山荘へ行く道の北側です。

18番委員

そんなに道路をあっちこっちと行くような条件ではないのですね。

事務局

はい、ないです。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：氷上 116㎡

地 目：田

解約日：平成30年8月1日

解約理由：売買のため

番号2 申請地：井上 5, 551 m²
地 目：田9筆
解 約 日：平成30年9月1日
解 約 理 由：借り手の変更

番号1について、売買のため解約するものです。

番号2について、親子間での借り手の変更になります。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 1, 426 m²
地 目：田2筆
解 約 日：平成30年9月7日
返 還 理 由：売買のため

番号2 申請地：池戸 1, 426 m²
地 目：田2筆
解 約 日：平成30年9月7日
返 還 理 由：売買のため

番号1、2について、農地機構を通じて貸し借りをしていましたが、売買を行うに至ったため、貸し借りを解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

18番委員

番号1、2は同じ農地ですね。農地機構を通して貸し借りをした場合、途中で解約をするのは難しいというか、対応をしかねるところがありますが、こういう場合はいけるのですか。

事務局

今回は、一度解約して、再度農地機構を通じて売買をするため、実際に耕作者は変わらないので、今回のケースは大丈夫です。

18番委員

解約して、同じ農地機構が世話して売るからですか。

事務局

はいそうです。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、8月10日に1件の青年等就農計画の変更認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。また、同要領第5条第4項に基づく、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合については、既にご意見をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

先程の議案第3号にあった、農地売買をした面積が入っていないようですが。

事務局

この変更申請をする際には、まだ、話がまとまっておらず所有農地に記載はしておりません。

12番委員

場所はどちらになりますか。

事務局

深谷、香蓮寺になります。

2番委員

にんにくは以前からされているんですか。

事務局

就農当初は生にんにくをしておりましたが、乾燥にんにくに変更をし、失敗をしております。

2番委員

にんにくをするには手があっていないのではないですか、結構な面積をしようとしてますが、計画は聞いていないのですか。

事務局

東讚農業改良普及センターの首席普及員のほうでも、面積を増やすと聞いた際には、ストップをかけたのですが、本人の目標であると、というのも、農協で乾燥をしてもらうにしても、ある程度の量がないと単独では乾燥はしてもらえないということです。自分でするという方法もありますが、その場合、乾燥時に付きっきりでないといけない、失敗をするぐらいなら農協にお願いをした方がいいということで、面積を増やしております。今後、乾燥も自分でできるとなった場合、乾燥機を導入すればいいという指導をしております。また、労働力に関しても指導はしております。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成30年9月5日に認定申請1経営体の方と農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。これにより、本町全体の認定農業者数は82経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

5年後の農業所得をもう少しのばすような指導はできませんか。

事務局

さぬき姫の品目に限ってですが、収量も増えており、培地やシステムを活用したり、育苗にも力を入れるように普及センターにも指導をお願いしております。本人は欲がなく、当然所得があがっていく方がいいと思うので、重点的にお願いしていこうと思っております。今年も資材が10%増になっており、設備投資をするのは厳しい状況ではあります。経費削減、売り上げを上げるという両方で支援していけたらと思います。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年9月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____